

事務連絡
令和6年8月22日

熊本県薬剤師会長 様

九州厚生局熊本事務所長

令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた
施設基準の取扱いの周知について（依頼）

平素から社会保険医療行政の推進にあたり、ご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、令和6年度診療報酬改定において、令和6年8月31日で経過措置の期限が到来する施設基準について、令和6年9月1日以降も引き続き算定する場合には、届出が必要とされているところです。

当該経過措置に係る届出については、令和6年8月9日付け厚生労働省保険局医療課事務連絡（別添1）により、令和6年9月13日（金）までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものは、同月1日に遡って算定することができるものとされました。

当局においては、届出漏れが生じないよう、当該経過措置に係る施設基準を届け出ている保険薬局に対し、周知文書を送付することとしておりますが、貴会におかれましても、当該取扱いの会員各位への周知についてご配慮いただければ幸いです。

なお、当局公式ホームページ [<https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kyushu/>]にて関係通知及び届出様式等を掲載しておりますので、併せてご参照ください。

記

取扱いの概要

1 経過措置に係る要件を満たしており、引き続き算定する場合

当該経過措置項目に係る様式の提出が必要となります。（詳細は別添1の別紙をご参照ください。）

なお、当該取扱いは、令和6年度診療報酬改定において、令和6年8月31日に経過措置の期限が到来する施設基準のみが対象となります。

2 要件を満たさない場合

施設基準を満たしていない場合は、変更又は辞退の届出が必要となります。

事務連絡
令和6年8月9日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

令和6年度診療報酬改定において経過措置を設けた施設基準の取扱いについて

基本診療料及び特掲診療料等の施設基準並びにその届出に関する手続きについては、「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第5号）、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第6号）及び「訪問看護ステーションの基準に係る届出に関する手続きの取扱いについて」（令和6年3月5日保医発0305第7号）により示しているところであるが、当該通知の第4表1及び表2に掲げる項目であって、その項目を令和6年9月1日以降も引き続き算定する場合に届出が必要とされているもの等について別紙のとおり取りまとめたので、届出漏れ等が生じないように、その取扱いについて遺漏なきようご対応をお願いしたい。

また、別紙の届出対象について、令和6年9月13日までに届出書の提出があり、同月末日までに要件審査を終え届出の受理が行われたものについては、同月1日に遡って算定することができるものとするので、併せてご対応をお願いしたい。

令和6年8月31日まで経過措置の施設基準

(別紙)

令和6年9月1日以降も算定する場合に届出が必要なもの

○特掲診療料

区分	項番	届出対象	経過措置に係る要件(概要)	引き続き算定する施設基準	届出が必要な様式
調剤基本料	1	地域支援体制加算	<p>令和6年5月31日時点で調剤基本料1の届出を行っている保険薬局であって、地域支援体制加算の施設基準に係る届出を行っているものについては、令和6年8月31日までの間に限り、1の(1)のアの(ロ)の①から⑥、(2)のイ及びオ、(3)のエ並びに(1)のア、ウ及びオに規定する要件を満たしているものとする。また、令和6年5月31日時点で調剤基本料1以外の届出を行っている保険薬局であって、地域支援体制加算3の施設基準に係る届出を行っているものについては、令和6年8月31日までの間に限り、1の(2)のイ及びオ、(3)のエ並びに(1)のア、ウ及びオに規定する要件を満たしているものとする。</p>	<p>地域支援体制加算</p>	<p>別添2、別添2の様式87の3及び様式87の3の2</p>